

一般競争入札公告共通事項 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">一般競争入札公告共通事項</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17 入札参加資格における配置予定技術者の資格について (1)～(3)</p> <p>(4) 監理技術者等は、請負金額が <b>4,000 万円</b> (建築一式の場合は、<b>8,000 万円</b>) 以上の、公共性のある工作物に関する工事について、工事の現場ごとに専任の者でなければならない。(建設業法第 26 条第 3 項) 専任の監理技術者等は、その工事に専ら従事することが求められるため、他の工事の監理技術者等、他の工事の現場代理人、および他の工事の労働者等とは原則兼任できない。 例外的に監理技術者制度運用マニュアルについて (平成 16 年 3 月 1 日 国総建第 3 1 5 号) により、専任の監理技術者等の兼務が認められている場合は、他工事の監理技術者等との兼務が可能である。 確認資料により申請された配置予定技術者が、県が発注しようとする工事について適正に配置できるかを審査し、配置できないと認定する場合は、入札参加資格無しとする。 なお、審査基準日において他の工事の現場代理人や監理技術者等と重複しているなど、審査基準日においては当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、誓約書、ならびに当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類を提出すること。(当工事の契約工期の開始日までに、重複する工事が確実に完成することが確認できる書類等)</p> <p>18～20 (略)</p> <p>21 経常建設共同企業体で入札参加する場合 (1) (略) (2) 配置予定技術者について ・経常建設共同企業体の場合、各構成員が主任技術者を配置すること。 (下請金額の合計が <b>4,500 万円</b> (建築一式工事の場合は、<b>7,000 万円</b>) を超える予定の場合は、代表者は監理技術者とする。)</p>	<p style="text-align: center;">一般競争入札公告共通事項</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17 入札参加資格における配置予定技術者の資格について (1)～(3)</p> <p>(4) 監理技術者等は、請負金額が <b>3,500 万円</b> (建築一式の場合は、<b>7,000 万円</b>) 以上の、公共性のある工作物に関する工事について、工事の現場ごとに専任の者でなければならない。(建設業法第 26 条第 3 項) 専任の監理技術者等は、その工事に専ら従事することが求められるため、他の工事の監理技術者等、他の工事の現場代理人、および他の工事の労働者等とは原則兼任できない。 例外的に監理技術者制度運用マニュアルについて (平成 16 年 3 月 1 日 国総建第 3 1 5 号) により、専任の監理技術者等の兼務が認められている場合は、他工事の監理技術者等との兼務が可能である。 確認資料により申請された配置予定技術者が、県が発注しようとする工事について適正に配置できるかを審査し、配置できないと認定する場合は、入札参加資格無しとする。 なお、審査基準日において他の工事の現場代理人や監理技術者等と重複しているなど、審査基準日においては当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、誓約書、ならびに当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類を提出すること。(当工事の契約工期の開始日までに、重複する工事が確実に完成することが確認できる書類等)</p> <p>18～20 (略)</p> <p>21 経常建設共同企業体で入札参加する場合 (1) (略) (2) 配置予定技術者について ・経常建設共同企業体の場合、各構成員が主任技術者を配置すること。 (下請金額の合計が <b>4,000 万円</b> (建築一式工事の場合は、<b>6,000 万円</b>) を超える予定の場合は、代表者は監理技術者とする。)</p>

一般競争入札公告共通事項 新旧対照表

改正後	改正前
<p>この場合、個別に公告で求める資格（ex. 1 級土木施工管理技士等）、施工経験は、経常建設共同企業体の構成員のうちいずれかの配置予定技術者が満たすこと。 ただし、個別に公告で配置予定技術者に資格（ex. 1 級土木施工管理技士等）と同種工事の施工経験を同時に求める場合は、一人の配置予定技術者が資格と同種工事の施工経験の条件を満たしていなければならない。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 2～2 3 (略)</p>	<p>この場合、個別に公告で求める資格（ex. 1 級土木施工管理技士等）、施工経験は、経常建設共同企業体の構成員のうちいずれかの配置予定技術者が満たすこと。 ただし、個別に公告で配置予定技術者に資格（ex. 1 級土木施工管理技士等）と同種工事の施工経験を同時に求める場合は、一人の配置予定技術者が資格と同種工事の施工経験の条件を満たしていなければならない。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 2～2 3 (略)</p>